

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県A市所在の会社Bに雇用され、同社のC営業所において広告関係の営業に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、顧客先へ自動車に向かう途中、道路脇の駐車場からバックで飛び出してきた自動車と衝突し受傷した。

請求人は、同日、D病院に受診し「頸椎捻挫、頭部打撲、胸部打撲、腰部打撲」（以下「旧傷病」という。）と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

その後、請求人は、平成〇年〇月下旬頃、自宅で飲料水の入った段ボール箱を中腰で持ち上げようとした際、腰の痛みが増悪したとして、同年〇月〇日、整形外科Eクリニックに受診し「腰痛症、腰部椎間板症、腰部椎間板ヘルニア」と診断された。

請求人は、上記傷病は旧傷病が再発したものであるとして、療養補償給付及び

休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の傷病は旧傷病が再発したものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の傷病が旧傷病の再発と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人の傷病は旧傷病より明らかに増悪しており、薬物療法及び理学療法による症状の改善も見込まれる旨主張しているところ、当審査会において、本件における医証を含む一切の資料を精査すると、次のとおりである。

(2) F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年〇月腰痛にて受診。平成〇年〇月〇日の受傷によるものか、再発かどうかは全く不明」旨述べ、平成〇年〇月〇日付け電話確認に対し、「平成〇年〇月〇日以降、頸部について物療（低周波治療及びホットパック）を行っていたが、同月〇日より腰部については干渉波及びホットパックを行っている。また、同年〇月〇日以降は、首から両手にかけてのマイクロ波も行っている。腰部についての痛みの訴えは、療養による効果が余り見られていない。」旨の意見を述べている。また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「四肢のしびれや腰部痛等が増強してきているが、X線、CT、MRI等の画像所見と各傷病との因果関係は不明である。」旨の意見を述べており、さらに、H医師は、同年〇月〇日

付け意見書で「画像では通常の年齢相応の所見である。L3/4椎間にヘルニアがあり後方に突出している。臨床所見上、神経根症状の記載がないので、積極的治療対象になるものとは考えられない。腰痛の訴えは、症状固定後も持続していたが、その間の画像診断は行われていない。その間、治療は継続して行われているが、症状の改善は見られていない。したがって、今回の病名は、元病の再発というよりは、個人的要素によるものであると考えられる。以上の経過から、今後も治療効果は薄いと考えられる。今回の申立ては、増悪というより症状の振幅の内にあるものとするのが妥当である。」旨の意見を述べている。

上記各医師の意見は、請求人に対する診療経過及び内容等に照らせば、妥当と判断できるものであり、当審査会としても、決定書理由第2の2(2)のイ及びウに説示のとおり、請求人の傷病と旧傷病の間には医学的にみて相当因果関係が認められず、請求人の傷病が旧傷病に比べて明らかに増悪しているとは認めることができないと判断する。

なお、請求人は、F医師作成の診断書を新たに提出しているが、同医師の上記意見及び診療経過等を踏まえれば、これを採用することはできない。

(3) したがって、請求人の傷病は、再発の要件を満たさないことから、旧傷病が再発したものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。